



商店街を火災から守る!!

令和4年8月10日 福岡県北九州市小倉北区の旦過地区の市場で、3,300㎡を焼損する火災が発生しました。

この地域は、建築年数の古い木造建築物が密集する商店街などが立ち並ぶ地域でした。

建築物が相互に接続している商店街で火災が発生した場合、被害は大きなものになってしまうことがあります。

各店における防火安全対策のみならず、日頃から、商店街全体で協力し合い、火災の発生を防ぐことはもちろん、発生した場合の対応について話し合い、地域の方々と連携することが重要です。

1. 火気設備の取扱いについて

飲食店での主な火災原因は「こんろ」による火災です。日頃から、グリス除去装置や天がい(フード)と接続する排気ダクトなど厨房付近の清掃や維持管理が大切です。以下のポイントに注意しましょう。

【対策のポイント】

- ① 調理中は、その場を絶対に離れないようにしましょう。
- ② 「こんろ」の周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ③ 過熱防止装置など安全装置付きの「こんろ」を使用しましょう。
- ④ 消火器を用意し、使い方を確認しておきましょう。

※天ぷら鍋からの出火では、消火器での消火が最も有効です。

水をかけて消火すると炎が急激に爆発するため大変危険です。



江別市公式
YouTube

左のQRコードから天ぷら油火災の映像をご覧ください。



江別消防公式キャラクター
「ボーカくん」

2. 消防用設備等について

消火器などの消防用設備等については、定期的な機器点検を行い、火災の際に、十分に効果が発揮できるよう維持管理しましょう。また点検結果の報告が必要となる建物の関係者の方は、消防用設備等点検結果報告書の提出をお願いします。

3. 住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器を設置していたことにより、火災に至らなかった、または死傷者の発生を防いだ事例はたくさんあります。店舗併用の住宅など、住宅部分には住宅用火災警報器の設置と維持管理をお願いします。



【維持管理のポイント】

経年劣化により電子部品が寿命を迎え、火災を感知しないおそれがあります。

設置から10年を目安に本体を交換しましょう。

なお、交換時期を調べるには、警報器を設置したときに記入した「設置年月」または、本体に記載されている「製造年」をご確認ください。

※自ら取付や交換が困難な方(高齢者や身体の不自由な方)には、消防職員や消防団員が訪問して住宅用火災警報器の取付や交換をいたします。

※警報器本体は、ご自身でご用意ください。

4. 訓練等について

商店街を火災から守るために、火災を発見したら早期に周知し、119番通報するとともに、周辺住民と協力し、直ちに消火器等による初期消火が行えるよう訓練しておきましょう。また、商店街に来ている住民や周辺住民が的確に避難できるよう実践的な避難訓練を行うことが大切です。被害を最小限に抑えるため、火災の状況を監視し、延焼防止や飛び火警戒が行えるようイメージできる訓練を行いましょう。

【火災予防に関するご相談先】

| | | |
|---------|-------|-------------|
| 江別市消防本部 | 予 防 課 | TEL382-5430 |
| 江別市消防署 | 江別出張所 | TEL382-2075 |
| 江別市消防署 | 野幌出張所 | TEL382-3444 |
| 江別市消防署 | 大麻出張所 | TEL386-8333 |

